

第三者評価結果

事業所名：クレイヨンピポー

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
<p>【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の「やってみたい」「できるかもしれない」の思いを引き出すような支援を基本としています。目標に向かって一緒に一步一步進めて行く中で、利用者が自己肯定感を持つことを重視しています。カフェと軽作業の作業部門は利用者が選択し、細かい作業内容や進行管理、治具の準備などを職員がフォローしています。一人ひとりの意向や心身状態を考慮して、ごく短時間の作業時間も受け入れることが、継続的支援につながっています。食品を提供する店舗でもあり、全面禁煙の旨や身だしなみを清潔に整えて来所するなど、事業所のルールは書面で利用開始前に説明し、またメンバー(利用者)ミーティングでも確認し合っています。職員倫理行動綱領に「自己選択、自己決定のできる環境創りを推進します」と明記し、職員会議で共有しています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の権利擁護については、職員ハンドブック、倫理行動綱領、倫理行動マニュアルに明文化し、打ち合わせや会議の場で随時確認しています。職員ハンドブックには虐待防止関連法についてもわかりやすくまとめ、法人クラウドに格納されている「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の活用を促しています。また利用契約書には「身体拘束の禁止」と「虐待防止のための措置」の項目を記載し、利用者と家族に周知しています。6ヶ月ごとに行っている利用者面談で家庭での状況も聞き取り、虐待の早期発見や予防的支援につないだ事例もあります。法人の虐待防止委員会の取組を基に、虐待の通報義務や緊急やむを得ない場合の3原則と行政手続きなどを事業所の職員会議や支援会議で共有しています。支援での気づきをヒヤリハットに挙げて、職員会議や支援会議で再発防止に向けて検討しています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
<p>【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 6ヶ月ごとの利用者面談では、利用者一人ひとりの心身状態や症状変化、事業所作業、家庭での悩みなどを聞き取り、利用者理解を深めて日々の支援に反映しています。利用者の「これをやってみたい、できるといいな」の思いを汲み取り、利用者が自分で決めて、自分で行う姿勢を大切にしながら、できない部分をサポートしています。皆勤手当や清掃時間帯時給の増額を実現して、利用者の意欲向上や通所継続の動機づけを図っています。利用開始前の実習の際に「実習を受ける方へ」の書面を渡し、前日の入浴と洗髪、当日の検温、来所後の身支度や手洗いなどについて説明しています。「次に何をすべきか」がわかり、利用開始後の手順書としても有効活用しています。福祉相談事業所、生活保護担当、後見人とも随時連携をとり、利用者状況を共有しています。</p>	
<p>【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 利用者の表情や体の動きを見て、その日の心身状態を推し量りながら声かけや作業指導を行い、ゆっくり時間をかけて傾聴する姿勢を大切にしています。小さな変化を見逃さずに対応することで、利用者との信頼関係を築いています。利用者にとって工賃アップは大きな関心事であり、特に丁寧な説明を重ねて、利用者の納得を得ています。意思表示が難しい利用者については、常に「本当のところはどうなのだろう」と自問する視点を持ち続け、家での様子を家族に尋ねる時もあります。通所休止や入院中の利用者が増えていますが、電話連絡などにより意思疎通を図る時もあります。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 利用者面談を6ヶ月ごとに行う以外にも、日々の支援の中で利用者が職員に相談できるように配慮しています。症状変化への悩みには受診を勧め、通院に付き添う時もあります。「グループホームに行きたいけれど、どうしたらいいのかわからない」と言った相談には、グループホームのパンフレットを見ながら説明したり、先方と連絡をとって見学に同行するなどしています。職員は相談に対してできる限りの回答はしますが、あくまでも利用者の意思決定を待つ姿勢を基本としています。グループホームで暮らしたい、A型事業所に移って就労に向けて頑張りたいなど、相談内容によってはサービス管理責任者も含めて話し合い、個別支援計画を変更する場合があります。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 作業活動の部門としては、カフェ、軽作業、物品販売、施設外就労があります。それぞれの作業内容は多岐にわたり、カフェでは調理、接客、広報に分かれ、軽作業としてはダイレクトメールの封入封緘やアクセサリ部品のセッティングなどがあります。施設外就労には近隣ビルの清掃業務や保険施設センターでの店舗体験もあり、選択の幅を広げています。利用者が自ら選択した作業活動を個別支援計画に位置付け、6ヶ月ごとの個別面談でモニタリングを行い、必要があれば計画を見直しています。コロナ禍であっても、感染防止対策をとりながらお花見や忘年会の楽しみの場を設けています。法人主催の音楽コンサートや絵画展にも参加を募り、障がい者スポーツ競技会の開催情報を伝えるなど情報提供もしています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 利用者支援をより深く考える場として、3ヶ月ごとに支援会議を開催しています。障害特性や症状、薬の知識と副作用、利用者の個別対応などについて話し合い、会議録の回覧により欠席者にも周知を図り、情報共有に努めています。職員間で支援の方向性を同じにすることが、利用者の安心感や精神的安定につながっています。症状変化の波や薬の副作用に対する悩みも多く、職員は随時知識を更新しながら対応しています。通所継続が難しくなった利用者や退院後自宅に閉じこもりがちな利用者の支援体制について、利用者の将来像や事業所が行うべき支援も含め、職員会議や支援会議で話し合っています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常的生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 昼食は外食をしたり、購入品や手作り弁当を食べる人もいますが、希望制でまかない食を350円で提供しています。飲料水は自由に飲みます。まかない食はその場にある材料でメニューを決めます栄養バランスの良い内容となっています。利用者の心身状態に応じて、分量を調整しています。身体状態は自立している利用者が多く、移動移乗の支援は通院同行です。（入浴支援や清拭、排せつ支援は適用外です）</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 毎朝利用者と職員がていねいに掃除し、事業所内は清潔が保たれています。新しい試みとして、清掃や調理、手洗いについての動画マニュアルの作成を計画しています。広さの面では、通所者が増えた際に座席やロッカー数が不足する懸念があります。休憩室は男女共用であり、休憩用ベッド1台が部屋の奥に置かれていますが、利用者の易疲労性や心理面を考慮した取組が期待されます。クールダウンが必要になった場合は、相談室や屋外に場所を変えて、ゆっくりじっくり利用者の思いを聞き取っています。厨房ではHACCP(ハサップ)に基づいた食品の安全性確保を実行し、食品衛生管理の観点からカフェ業務の衛生状況を常に確認し合っています。年1回利用者満足度調査を実施して利用者の意向を把握していますが、改善に向けた具体的取組は今後の課題となっています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所は、就労支援施設のため、年齢の高い方の身体機能の低下が問題になっており、階段の上り下りの声掛けや椅子の形状などの配慮、腰が痛くて立ち仕事が苦手な方には軽作業を勧めるなど配慮した支援を行っています。毎日朝礼時の挨拶の練習や近隣の掃除、作業活動を継続することが、機能訓練や生活訓練となっています。また、細かい作業を行うことで機能の向上になっています。個別支援計画に就労に向けて、起床時間や就寝時間を整えて生活のリズムを作ることを入れ、モニタリングを行い、検討・見直し、日常的な支援を行っています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>事業所は就労支援施設のため、入浴や排せつ支援は行っていません。職員は、利用者の健康状態に注意し、爪の汚れや手洗いなどを記入した衛生チェック表で確認しています。職員、利用者は、年1回健康診断を行い、利用者の健康診断の結果によっては医療機関につなげています。インフルエンザの予防接種は、法人の内科医が事業所で接種しています。また、カフェ部門に関わる職員や利用者は、腸内細菌検査を毎月実施しています。2ヶ月に一度法人内科医の定期巡回があり、希望者は相談室で内科医のアドバイスを受けることができます。昨年までは、必要に応じて法人の栄養士による個別栄養相談を実施していましたが、今年度は栄養士の配置がありません。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	
<p><コメント></p> <p>非該当</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の希望と意向により、就労に向けての情報提供や障害者就労支援センター、ハローワークなどの就労機関と連携しています。状況により職員が同行することもあります。利用者の外出や友人との交流などについては、利用者の意思を尊重し、事前に休暇届を提出するようにしています。また、必要に応じて、個別支援計画に記載しています。事業計画に社会貢献・地域貢献の取り組みとして地域貢献を行い、地域の一員として地域の中で生活しやすい状況を作りソーシャルインクルージョンをめざすと記載しています。利用者の社会参加や学習の意欲を高めるための支援として子ども食堂で食事提供などの作業や毎日の近隣の清掃、地域の祭りに阿波踊り参加などを積み重ねています。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者の希望や意向は、担当者が中心に聞き取りを行い、一人暮らしを希望する利用者にはグループホームや他の事業所の見学を勧めています。また、利用者の希望に応じて、グループホームや他の事業所の見学に同行しています。近隣の関係機関からも情報を収集し、社会資源についての情報を休憩室に掲示し、相談支援事業所や障害者就労支援センターとの連携など必要な支援を適切に行っています。利用者は、休憩中などに他の利用者からグループホームの食事や様子などの情報収集を行っています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> サービス開始時に利用者の主治医や緊急連絡先を確認し、家族関係や意向などを把握していますが、定期的に内容変更の確認は行っていません。家族への電話対応や個別面談は利用者の意向を尊重しながら行っています。グループホームの入居者が多いため、親子会開催や定期的な家族への報告はおこなっていません。今後は、事業所たよりなど家族への状況報告の実施や、メンバーミーティングへの保護者参加を少人数でも進めていくことが期待されます。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	
<コメント> 評価外	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a
<コメント> 事業所単独ではなく、障害者就労援助センターやハローワーク、事業所が施設内就労を行っている企業などと連携し、複数の支援者で丁寧にモニタリングを行っています。利用者は、一人ひとりにあった日数や時間、障害に応じた作業を行い、無理なく通所できるようにしています。毎日の作業において、就労に向けての作業スキルの向上や挨拶・謝辞などのマナー、生活リズムの安定などを目標として、就労を目指す利用者に対しては、個別支援計画書に目標を記載しています。目標に向けて、ミーティングで障害者就労支援センター職員の「知識を伝える」講座の開催や、毎日朝礼で挨拶の練習を行っています。就労後も企業訪問を行うなど職場定着のための支援を行っています。	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	a
<コメント> 事業所はカフェ部門とダイレクトメール封入作業やボールペン組み立て、アクセサリ作りなどの軽作業部門に分かれており、利用者の特性や希望に合わせて作業を提供しています。また、利用者は、一人ひとりにあった日数や時間、障害に応じた作業を行い、無理なく通所できるようにしています。工賃は、契約時に書面を配布して丁寧に説明しています。職員は、自ら地域のチラシの情報をもとに、軽作業の仕事を探したり、コロナ禍では近隣のグループホームやデイサービスへの配食を行い、利用者の工賃を上げるための取組を積極的に行っています。また、利用者の就労意欲の向上のために、掃除や皆勤、準皆勤、ミーティング、施設外就労に多くの手当を付け、年2回のボーナス支給も行っています。労働安全衛生の配慮は、作業の前に清掃し、作業環境を整えてから作業を始めています。また、作業時間内にアルコール消毒の実施やハサミや包丁の管理、やけどの注意喚起を行っています。	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a
<コメント> 職員は、自ら地域のチラシの情報をもとに軽作業の仕事を探し、近隣の中小企業からの軽作業の発注先を年々増やし、コロナ禍では近隣のグループホームやデイサービスへの配食を行い、仕事の機会の拡大に努めています。大和市障害者自立支援センターやハローワークなど関係機関と随時連携しています。地域の離職者が事業所に興味がある場合は、意向に応じて見学や体験を行っています。福祉サービス終了後にメールやカフェに立ち寄り相談する方がおり、障害者就労支援センターにつなげることがあります。利用者の職場定着を促進するために、企業訪問や就労者と三者面談を重ねながら働き続けられるようパソコンの苦手な人への配慮など「合理的配慮」を企業に依頼しています。	